

39	空き家適正管理条例の制定		まちづくり 自主条例の活用
団体名	だいせんし 大仙市(秋田県)	人口	88,219人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大仙市では、雪による空き家の倒壊等の課題に対応するため、平成23年12月、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定。 ○ 条例に基づき、空き家の持ち主に対する助言・指導、立入調査、措置命令、行政代執行を実施（平成24年3月、全国初の代執行）。 ○ 条例制定に伴う住民意識の変化により、自発的に空き家解体が進むなどの効果（平成25年度の解体建物107件中、市の助言・指導によるもの17件、残り90件は自主的に解体）。 		
背景・目的	<p>大仙市では、以前から、屋根からの落雪や倒壊など、雪による空き家問題が課題となっていた。平成18年7月にまとめた空き家の実態調査によると、951棟の空き家があり、このうち258棟は所有者が不明な空き家であった。また、平成23年の豪雪においては雪の苦情の186件中83件が空き家に関連するものであった。</p> <p>そこで、空き家の管理の適正化を図るため、平成23年12月、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定した（平成24年1月施行）。</p>		
内容	<p>「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしを実現しようとするものである。具体的な対策として、空き家が危険な状態にある時に、市が所有者に対して必要な措置をとるよう助言・指導・勧告・命令することや、命令に従わない場合の行政代執行などについて定めている。</p> <p>大仙市は、平成24年3月に、全国で初めて代執行による空き家の撤去を行った。解体された建物は小学校に隣接する非常に危険な空き家であったが、所有者に解体する資力がなく、代執行による解体に踏み切り、安全を確保した。解体費用は178万5千円であったが、現在所有者に請求中の状況にある。仮に所有者から費用が回収できないとしても、地域の安全・安心を守るための費用であり、決して高いものではないという判断であった。</p> <p>低所得者を対象に、空き家解体費用の2分の1(上限50万円)を補助する制度も行っており、解体促進に一役買っている。</p> <p>条例施行を契機に、町内会長・自治会長・地域住民の協力のもと、日々住民から市へ空き家に関する情報提供も行われ、最新情報をチェックできる体制も整備されている。</p>		
効果	<p>平成25年度に解体された建物は107件、そのうち市が助言・指導を行ったものが17件（行政代執行1件含む）、残りの90件については自主的に解体された。市が助言・指導等を行った17件のうち、補助金を活用して解体した空き家は14件、約673万円である。</p> <p>条例の制定により、助言・指導から行政代執行まで一貫した対応が可能になるとともに、住民の意識変化により自主的な解体が進むなど、安全・安心なまちづくりに寄与している。</p> <p>なお、国土交通省の調査によると、空き家条例は、平成25年10月現在、272の地方公共団体において制定されている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大仙市総務部総合防災課 http://www.city.daisen.akita.jp/content/reiki_int/reiki_honbun/r154RG00001605.html</p>		

40	屋外広告物の規制		まちづくり 条例による事務処理特例制度 住民との協働・参画												
団体名	かかみがはらし 各務原市(岐阜県)	人口	148,926 人												
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 12 年 4 月、事務処理特例条例により、屋外広告物の規制に係る権限が市に移譲され、市が地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな屋外広告物行政を実施できるようになった。 ○ また、地域のボランティア団体「ビューレンジャー」への簡易除却権限の委任等の取組を実施。 ○ 市内の無許可広告物に関する状況が大幅に改善。 														
背景・目的	<p>各務原市では、木曾川をはじめとする豊かな自然環境を活かした美しいまちづくりに取り組んでおり、はり紙等の除却、無許可屋外広告物の是正等は避けて通れない課題である。従来は、除却等に係る事務を県が行うことになっていたため、地域ごとの実情に応じた迅速かつきめ細やかな対応が困難であった。</p>														
内容	<p>平成 12 年 4 月、事務処理特例条例により、屋外広告物法に基づく違反屋外広告物の簡易除却、岐阜県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の掲出許可等の権限が市に移譲された。これにより、はり紙等の簡易除却、無許可屋外広告物の是正等を市が実施できるようになった。</p> <p>また、はり紙等の簡易除却に当たっては、地域のボランティア団体を「ビューレンジャー」として認定し、屋外広告物法 7 条 4 項の規定に基づき市から同団体に簡易除却の権限を委任するという取組を平成 18 年度から実施しており、平成 26 年 4 月現在で 20 団体がビューレンジャーとして認定されている。</p> <p>なお、県条例に基づく屋外広告物の掲出許可等については、平成 18 年 4 月の景観行政団体への移行に伴い、市の屋外広告物条例に基づく事務となっている。</p>														
効果	<p>市が迅速かつきめ細やかな措置を行うことで、屋外広告物の掲出には許可申請が必要だということが事業者等に再認識されるようになり、無許可屋外広告物に関する状況が大幅に改善した。</p> <p>また、はり紙等の簡易除却に当たっては、市とビューレンジャーとの協働により、住民参加による美しい街並みの維持活動が行われるようになった。</p> <p>(無許可屋外広告物の改善実績)</p> <table border="1" data-bbox="331 1630 1428 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導書送付数(※) (A)</td> <td>57 件</td> <td>2,643 件</td> </tr> <tr> <td>改善数(除却数+許可数) (B)</td> <td>0 件</td> <td>2,118 件</td> </tr> <tr> <td>改善率(B÷A×100)</td> <td>0%</td> <td>80.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実務上、無許可屋外広告物の掲出者に対して、まずは指導(自ら除却する、あるいは許可申請の手続をとるよう求める等)を行うこととしている。</p>				平成 18 年度	平成 24 年度	指導書送付数(※) (A)	57 件	2,643 件	改善数(除却数+許可数) (B)	0 件	2,118 件	改善率(B÷A×100)	0%	80.1%
	平成 18 年度	平成 24 年度													
指導書送付数(※) (A)	57 件	2,643 件													
改善数(除却数+許可数) (B)	0 件	2,118 件													
改善率(B÷A×100)	0%	80.1%													
担当課 関連サイト	各務原市都市建設部都市計画課 http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/148/151/006698.html														

41	町民協働による景観づくり	まちづくり 住民との協働・参画 自主条例の活用
団体名	<small>ながしまちよう</small> 長島町(鹿児島県)	人口 11,373人
事例のポイント	<p>○ 平成18年3月に2町の合併により誕生した長島町は、平成19年3月に「長島町ふるさと景観条例」を制定し、「石積みと花の町 長島町」をテーマに町民の誇れるまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>○ 町と景観づくりに積極的に取り組む団体等が協定を結び、沿道の花壇の管理等を実施。最も大きい島である長島本島を一周する約40kmの沿道の約200か所に地元の自然石で花壇を作り、景観づくりの中心的事業となっている。</p> <p>○ フラワーロードの整備が進んだ結果、毎年春に行われる「長島花フェスタ」に11万人以上の来場者が訪れるなど、観光客の増加に寄与。</p>	
背景・目的	<p>長島町は、鹿児島県の北西部に位置し、長島本島、伊唐島、諸浦島、獅子島の有人島のほか大小23の島々からなる町である。平成18年3月、旧東町・長島町の合併により現在の長島町が誕生した。</p> <p>長島町では、合併後、町の豊かな海や山の美しい自然や歴史的文化遺産を生かしながら景観づくりを推進しようと、平成19年3月、「長島町ふるさと景観条例」を制定(同年4月施行)し、「石積みと花の町 長島町」をテーマに、町民の意見を踏まえた景観づくりを進め、町民の誇れるまちづくりに取り組んでいる。</p>	
内容	<p>条例では、魅力ある個性豊かな住みよい町を創出するため、①町花(水仙)・町木(ツバキ)を中心とした花と緑があふれるまちづくり、②雲仙天草国立公園区域の景観を守り育てる運動の推進、③石積みを用いた自然にやさしい道づくり、④住民総参加の沿道修景づくりなど、7つの具体的目標を掲げている。</p> <p>なお、この景観づくりを効果的に進めるため、平成22年4月、鹿児島県事務処理特例条例により、町内にある県が管理する道路の除草・植栽物の管理について権限移譲を受けた。</p> <p>条例の目標を達成するため、町は景観づくりに積極的に取り組む団体・個人と協定を結び、協働して景観づくりに取り組んでいる。景観形成に貢献した者等への表彰や、景観形成に寄与する活動を行う者に対する助成なども行っている。</p> <p>協働による景観づくりの中心となっているのが、最も大きい島である長島本島を一周する約40kmの沿道を花で結ぶ「ぐるっと一周フラワーロード事業」である。沿道の約200か所に地元の自然石を積んだ花壇を作り、町民や約150の団体等が花の植え替えや除草といった花壇の管理を行っている。</p> <p>平成26年3月末で協定を締結している団体・個人は、71団体・個人を数えている。また、このほかにも120余りの団体・個人が「ぐるっと一周フラワーロード」の沿道で花壇を管理しながら、花壇コンクールや種蒔き講習会などに積極的に参加している。</p>	
効果	<p>様々な花で彩られた沿道は、町内外から好評を受けており、平成21年度の全国花のまちづくりコンクールの市町村部門で優秀賞を受賞した。ボランティアで花壇の管理を行っている町民からは「集落の花壇は、以前は花がなく寂しかった。これからも楽しみながら続けていきたい」といった声が聞かれる。</p> <p>また、フラワーロードは、長島町の重要な観光資源として効果を発揮しており、平成25年に開催された「第3回夢追い長島花フェスタ」では、町内外から118,000人もの来場者が町を訪れるなど、観光客の増加につながっている。</p>	
担当課 関連サイト	<p>長島町景観推進課 http://www.town.nagashima.lg.jp/nagashima03/nagashima17.asp</p>	

42	景観まちづくり条例の制定		まちづくり 住民との協働・参画 自主条例の活用
団体名	しもだし 下田市(静岡県)	人口	24,230人
事例のポイント	<p>○ 下田市は、豊かな自然景観や幕末の歴史的景観を有するが、その保全・活用に課題。このため、平成21年12月、景観法に基づく景観計画の策定等を定めるとともに、独自の内容を盛り込んだ「下田市景観まちづくり条例」を制定。</p> <p>○ 独自の内容として、「下田まち遺産」の認定・登録（登録まち遺産は、保全活用又は修繕・維持管理の計画書を作成することで助成）や「身近な景観まちづくり制度」（周辺の景観に配慮した看板づくりなど）について規定。</p> <p>○ 平成26年5月時点で、「下田認定まち遺産」130件、「下田登録まち遺産」13件を数えるほか、シンポジウムや下田まち遺産手帖の発行等により、景観に関する市民意識の醸成に寄与。</p>		
背景・目的	<p>下田市は、豊かな自然景観や幕末の歴史的景観、火災から建物を守る「なまこ壁」の建造物等、多様で固有性の高い景観資源を数多く有する。しかし、景観法施行以前は、恵まれた地域資源に対する十分な保全・活用対策が取られておらず、市を象徴するなまこ壁を有する小学校を始め、多くの美しい建物が解体されてしまった。</p> <p>このような中、市民から素晴らしい貴重な地域資源が失われていることを危惧する意見が多く挙がり、また、地場産の伊豆石を使用した最大規模の建築物「旧南豆製氷所」が取壊しの危機に遭い、その保存運動も契機となり、平成21年12月、景観法に基づく景観計画の策定等を定めるとともに、独自の内容を盛り込んだ「下田市景観まちづくり条例」を制定した(平成22年7月施行)。</p>		
内容	<p>「下田市景観まちづくり条例」の独自の内容として、自然、歴史、文化、人の暮らしに関連する貴重な資源を、「下田まち遺産」として認定・登録し、住民との協働によって、「下田まち遺産」を活かしたまちづくりを推進するとされている。</p> <p>「下田まち遺産」に認定されるためには、①地域を象徴している、②下田らしいものである、③誇りに思うものである、④継承すべきものであるという要件を満たす必要がある。認定されたものについて、所有者等が登録に同意すると、その遺産は「下田登録まち遺産」となり、保全活用又は修繕・維持管理の計画書を作成することで助成を受けることができる(景観まちづくり基金、景観まちづくり助成金)。</p> <p>このほか、同条例は、「身近な景観まちづくり制度」について規定し、これに基づき、周辺の景観に配慮した看板づくり、ハンギングバスケットやプランター等の緑化づくりなどを行う市民活動に助成する仕組みができた。</p>		
効果	<p>平成26年5月時点で、「下田認定まち遺産」130件、「下田登録まち遺産」13件となっている。このような下田まち遺産を次代を担う子どもたちへ引き継いでいくため、市内の小中学生参加型のシンポジウムの開催や下田まち遺産手帖というパンフレットを随時発行し、景観に関する市民意識の醸成につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>下田市建設課 http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/080402mati_isan/1779.html</p>		

43	農地の権利移動の許可		まちづくり 権限移譲																																													
団体名	和歌山市(和歌山県)	人口	379,536人																																													
事例のポイント	<p>○ 和歌山市では、従来、市外居住者に対して、農地法3条に係る農地の権利移動を許可するに当たり、市農業委員会での審査後、重複して和歌山県による許可も必要であったため、申請者にとって事務処理期間の長期化という課題が存在。</p> <p>○ 平成24年4月、都道府県知事が処理している農地の権利移動の許可の事務・権限が都道府県からすべての市町村農業委員会に移譲されたことで、許可までの審査回数の削減及び事務処理期間の短縮が可能になり、申請者に対するサービス向上を実現（事務処理期間：約40日→約20日）。</p>																																															
背景・目的	<p>従来は、和歌山市外の居住者に対して、農地法3条に係る農地の権利移動を許可するに当たっては、市農業委員会での審査後、和歌山県に進達し許可を受ける必要があったが、権利移動の許可基準は法令で具体的に列挙されており、県と市との間で判断に特段の差異が生じることもない中、市及び県の二度の審査を経ることで、権利移動許可まで最長40日の期間を要することがあるなど、申請者から処理の長期化について苦情が寄せられる状況であった。</p>																																															
内容	<p>第2次一括法による農地法の改正で、平成24年4月、都道府県知事が処理している農地の権利移動の許可の事務が都道府県からすべての市町村農業委員会に移譲されたことにより、市農業委員会が自ら許可を行い、処理の迅速化を図ることが可能になった。</p> <p>具体的には、市農業委員会の開催状況や申請書の締切日の周知を徹底し、許可までの処理期間を最短で20日程度に短縮した。</p> <p style="text-align: center;">和歌山市における農地の権利移動件数等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査年</th> <th colspan="4">農地法第3条に係る農地移動</th> <th colspan="4">農業経営基盤強化促進法による農地移動</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所有権耕作地の有償所有権移転</th> <th colspan="2">所有権耕作地の無償所有権移転</th> <th colspan="2">賃借権の設定</th> <th colspan="2">利用権の終了</th> </tr> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>71</td> <td>914.9</td> <td>10</td> <td>126.0</td> <td>36</td> <td>627.2</td> <td>97</td> <td>1,876.3</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>51</td> <td>627.8</td> <td>9</td> <td>192.6</td> <td>43</td> <td>803.0</td> <td>153</td> <td>2,707.2</td> </tr> </tbody> </table>				調査年	農地法第3条に係る農地移動				農業経営基盤強化促進法による農地移動				所有権耕作地の有償所有権移転		所有権耕作地の無償所有権移転		賃借権の設定		利用権の終了			件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	平成24年	71	914.9	10	126.0	36	627.2	97	1,876.3	平成25年	51	627.8	9	192.6	43	803.0	153	2,707.2
調査年	農地法第3条に係る農地移動					農業経営基盤強化促進法による農地移動																																										
	所有権耕作地の有償所有権移転		所有権耕作地の無償所有権移転		賃借権の設定		利用権の終了																																									
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)																																								
平成24年	71	914.9	10	126.0	36	627.2	97	1,876.3																																								
平成25年	51	627.8	9	192.6	43	803.0	153	2,707.2																																								
効果	<p>市と県の事務処理の一元化による行政効率の向上とともに、処理の迅速化が図られたことで、申請者に対するサービス向上につながっている。</p>																																															
担当課 関連サイト	<p>和歌山市農業委員会 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/nougyoiinkai/nouchiho3.html</p>																																															

44	農地転用の許可	まちづくり 条例による事務処理特例制度
団体名	熊本市(熊本県)	人口 731,815 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2ヘクタール以下の小規模な農地転用について市が許可事務を行えるよう、平成24年4月、事務処理特例条例により、市内の農地転用の許可権限が市に移譲された。 ○ 市への移譲により事務が効率化し、申請から許可までの日数が10日程度短縮(40日程度→30日程度)。 	
背景・目的	<p>熊本市では、年間約300件の農地転用の申請があり、その多くが個人住宅に関するものである。このような2ヘクタール以下の小規模な農地転用に当たっては、市の農業委員会を經由して県の許可を受けることとされているが、申請から許可までに40日程度かかっていたため、期間短縮の要望があった。</p>	
内容	<p>平成24年4月、事務処理特例条例により、農地法に基づく市内の2ヘクタール以下の農地に係る転用許可の権限が市に移譲された。これにより、当該許可については県を経由せず県農業会議に直接諮問できるようになった。</p> <p>許可事務における県の事務がなくなったことで、市農業委員会における申請受付の締切日を従来に比べて遅く設定することができるようになり、申請から許可までの日数は30日程度となった。</p>	
効果	<p>申請から許可までの日数が10日程度短縮(40日程度→30日程度)し、住民の利便性が向上した。</p>	
担当課 関連サイト	<p>熊本市農業委員会事務局 http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=3&class_id=843</p>	